



津南町行財政改革集中改革プラン



新潟県津南町

目 次

1	はじめに	2
2	今後の取り組みと見直し方針	3
	(1)歳出の見直し方針	3
	(2)歳入の確保	6
3	集中改革プランの実施期間	7
4	集中改革プランの推進体制	8
5	集中改革プランの進行管理	8
6	集中改革プランの進捗状況の公表と意見の聴取	8
7	集中改革プラン取組内容	8
	(1)事務事業の再編・整理、廃止、統合	8
	(2)指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進	1 3
	(3)定員管理の適正化	1 7
	(4)手当の総点検をはじめとする給与の適正化	1 8
	(5)第三セクターの見直し	2 0
	(6)経費削減等の財政効果	2 2
	(7)公営企業の経営健全化	2 6
8	その他の取り組み	3 3
	(1)自律計画の進行管理	3 3
	(2)電子自治体の推進	3 4
	(3)公正・透明性の確保	3 4
9	町づくりの目標と理念	3 5



小なりといえども高い志を持って

小さくてもきらりと輝く津南町をめざして

津南町行財政改革集中改革プラン

1 はじめに

津南町の行財政改革は、平成14年3月に策定した第3次行財政改革大綱に基づき、効率性の追求や経費等の削減に止まらず、地方分権下における行政責任、高度情報化への対応、第3セクターの再検討等、将来の展望を踏まえた町政運営のあり方を念頭に置きながら取り組んできました。

また、市町村合併、三位一体の改革など、地方自治体を取り巻く環境が急激に変化している中、市町村合併を選択せず、自律の道を歩み始めた当町は、これからの町づくりの骨子を構築するため、また、新しい町づくりを行うための財源を生み出すため、平成15年4月から全職員による事務事業の見直し、税財政の将来予測、役場の機構改革等を行ってきました。

さらには、55名の町民の皆さんと全職員で町づくり検討委員会を組織し、平成15、16年度の2か年をかけて、「新生津南町自律に向けた町づくり報告書（以下「自律計画」という。）」を策定し、財政に裏付けされた20年先（平成37年度）までの町の将来像を構築し、計画の進行管理を行いながら現在に至っております。

三位一体の改革をはじめとする大きな改革が行われる中で長期のシミュレーションを行うのは困難ですが、この自律計画では、予想以上の歳入削減があることを想定した中で、職員定数、人件費、物件費及び補助費等の見直し方針を立てています。

これらのことを鑑み、今回の「津南町行財政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）」は、自律計画を基に平成17年度～平成21年度までの5か年の具体的な取り組み目標を策定し、進行管理を行いながら着実に推進していくものとします。また、総合振興計画、自律計画及び集中改革プランとの整合性を図りつつ、新たに取り組む改革プランの諸事業は、毎年見直しを

進める自律計画の追加事業として取り扱うものとします。

2 今後の取り組みと見直し方針

全職員で自分が受け持つ全ての事務事業（1, 147件）について点検、評価作業を行いました。特に評価については、各課から所属別自律推進リーダーを選出し、課の枠を超えて横断的に評価を行ったため、建設的な見直し意見が多く出されました。事務事業評価は自治体運営の自立、政策化を達成する政策評価の基盤を作り出すものとして活用していかなければならず、また、予算に確実に反映させていく必要があります。今後も引き続き事務事業内容の精査と職員のコスト意識の向上を図っていかねばなりません。

このような作業を踏まえて自律計画では、平成17年度から平成21年度の5年間で概ね1億3千万円の歳出圧縮を行うこととしています。

(1) 歳出の見直し方針（抜粋）

□歳出（性質別経費）の推移（地方財政状況調査の手法で集計） 単位：千円

項目 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	1,226,745	1,195,586	1,203,224	1,177,869	1,156,448
物件費	688,120	752,586	764,753	739,988	731,771
維持補修費	145,158	180,978	180,978	160,968	160,968
扶助費	311,373	303,110	300,133	297,858	294,325
補助費	1,084,081	1,042,188	953,589	982,349	964,859
公債費	739,767	711,333	658,182	624,885	631,390
繰出金	685,500	731,033	746,511	746,790	785,319
投資・出資・貸付金	127,739	154,691	129,663	116,159	120,319
積立金	7	20,005	30,005	80,005	5
建設事業費	521,664	676,474	729,184	771,511	554,513
計	5,530,154	5,767,984	5,696,222	5,698,382	5,399,917

①人件費の見直し方針

平成17年度から平成21年度までに、職員等の定員、給与等の見直しにより、7千万円削減します。

町議会議員

・議員定数の削減 現行18人→平成19年度改選時16人

特別職等

- ・特別職等削減 助役の収入役兼務（平成18年度）、教育長の非常勤化

一般職員

- ・現業分野職員退職者の正規職員不補充
- ・一般行政職、保育士の削減、年齢構成を考えた採用計画と適正な定員管理

農業委員

- ・委員定数の削減 平成17年度以前22人（選挙16人推薦6人）→平成17年度改選時18人（選挙14人推薦4）

各種委員

- ・必要最少人数に削減、各種委員会の統合、報酬単価の見直し

② 物件費の見直し方針

民間委託の推進等により物件費は増加しますが、削減可能な事務事業から適宜削減し、平成17年度から平成21年度までの増加額を4千万円に抑えます。

賃金

- ・業務内容に応じた単価区分の設定、臨時事務雇の一括管理と効率的な配置

旅費

- ・出張旅費、費用弁償の削減

交際費

- ・町長、議長交際費の削減

需用費

- ・事務経費の徹底した削減（単価契約等）、公用車の削減

委託料

- ・事務事業の民間委託（議会議事録作成業務等）、委託業務の廃止（電話交換等）

③ 維持補修費の見直し方針

施設の老朽化等に伴い維持補修費は増加していきませんが、指定管理者制度の活用等を図り、平成17年度から平成21年度の増加額を1千5百万円に抑えます。

維持補修費

- ・ 公共施設の町と集落の経費負担の明確化、除排雪体制の堅持

④ 扶助費の見直し方針

基本的には現行制度を堅持しサービス低下とならないようにしますが、対象者の適正化を常に検討していくこととし、平成17年度から平成21年度までに1千7百万円削減します。

扶助費

- ・ 現行制度の堅持、対象者の適正化

⑤ 補助費の見直し方針

平成17年度から平成21年度までに、法令外団体補助金の精査、高率補助の補助率引き下げ等により、1億2千万円削減します。

補助費

- ・ 町内法令外団体補助の社会的意義、財務内容精査による縮小、廃止
- ・ 町内法令外団体に対する団体補助から事業費補助への転換
- ・ 公共的団体（JA、土地改良区、商工会）への定額補助の廃止
- ・ 町外法令外団体の再編
- ・ 県単補助事業終了、廃止による町単補助への安易な切り替えをしない
- ・ 補助費に区分される報償費単価の削減

⑥ 公債費の見直し方針

・ 健全財政を堅持することにより、平成17年度から平成21年度までに、1億8百万円削減します。

公債費

- ・ 有利債の活用、計画的な財政運営により公債比率・公債費負担比率の健全性の堅持

⑦ 繰出金の見直し方針

下水道建設事業等が続くため当面の間繰出金の削減は困難ですが、一般会計同様事務経費の削減を図り、平成17年度から平成21年度までの増加額を1

億円に抑えます。

繰出金

- ・独立採算を原則

⑧投資・出資・貸付金の見直し方針

投資及び出資金は津南病院に対するものがほとんどですが、内容について引き続き検討を重ね、平成17年度から平成21年度までに、7百万円削減します。

投資・出資・貸付金

- ・貸付金は現行堅持、病院への投資・出資金の総合的検討

⑨積立金の見直し方針

事業計画に対応した計画的な基金積立を行い、平成17年度から平成21年度までに1億3千万円積み立てます。

積立金

- ・目的基金は財政調整的な取り崩しをしない

⑩建設事業の見直し方針

公共工事のコスト縮減、多様な事業実施方法を検討し、平成17年度から平成21年度は同額レベルを維持します。

建設事業

- ・特定財源、有利債の確保、PFI等多様な実施方法の検討

(2)歳入の確保

□歳入の推移（地方財政状況調査の手法で集計）

単位：千円

項目 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
町 税	1,185,674	1,162,330	1,184,296	1,186,266	1,154,490
地 方 譲 与 税	133,912	89,394	88,443	87,492	86,541
利 子 割 交 付 金	9,317	9,317	9,317	9,317	9,382
地方消費税交付金	103,670	102,579	101,488	100,397	99,306
自動車取得税	37,095	36,705	36,315	35,925	35,535

地方特例交付金	27,491	27,202	0	0	0
地方交付税	2,753,429	2,778,993	2,859,931	2,802,798	2,789,721
交通安全交付金	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
分担金・負担金	13,843	16,534	14,845	14,864	14,814
使用料・手数料	110,160	163,522	165,936	165,996	169,608
国庫支出金	149,852	209,239	203,659	190,910	159,850
県支出金	328,047	313,602	343,185	318,050	297,673
財産収入	16,301	16,295	15,915	15,915	15,675
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	156,345	7,159	5,257	5,257	13,438
繰越金	186,000	170,000	160,000	150,000	140,000
諸収入	106,693	145,399	146,028	148,717	136,502
町債	358,200	534,900	377,400	473,900	285,500
計	5,678,929	5,786,070	5,714,915	5,708,704	5,410,935

①町税の確保

- ・町税徴収対策として、引き続き滞納整理の強化を図るとともに、納税に対する理解促進を進めます。
- ・平成18年度から前納報奨金制度を廃止します。
- ・新たな税等の検討を行います。

②公有財産の売却等

- ・売却、賃貸等の可能な不動産（町有地、町有施設等）、物品等未利用財産について検討し、適正処分を行い、歳入の確保に努めます。

③使用料・手数料の見直し

- ・町民負担の公平確保や受益者負担を徹底させるため、使用料、手数料の引き上げを検討するとともに、減免規定についても見直しを図ります。
- ・各施設の使用料の見直し、入館料の徴収を図ります。

3 集中改革プランの実施期間

「集中改革プラン」の実施にあたっては、自律計画を基に平成17年度から平成21年度までの5か年の具体的な取り組み目標を策定し、進行管理を行いながら着実に推進していくものとします。

新たに取り組む集中改革プランの諸事業は毎年見直しを進めている自律計画における追加事業として取り扱うものとします。

4 集中改革プランの推進体制

当町は平成15年度に全職員と町民55名の町づくり検討委員で構成される分野別自律推進チームを立ち上げました。当該チームは11の施策分野ごとに分かれており、その中の「新行政システムチーム（構成：町民5名、職員10名）」が行革関係を検討しています。行革の手法等について町民の意見を取り入れながら「集中改革プラン」に反映させていきます。新行政システムチームで検討したものを最終的に各チームリーダー（11名）、各課代表（8名）、町民代表（11名）及び事務局（4名）からなる自律施策推進会議で調整し情報の共有を図ります。

5 集中改革プランの進行管理

「集中改革プラン」を組織的に推進していくため、全庁あげて改革を実行していくとともに、各課の代表、財政担当及び総務課企画財政班からなる「事務事業評価委員会」において進行管理を行います。

6 集中改革プランの進捗状況の公表と意見の聴取

「集中改革プラン」に基づく行財政改革の進捗状況は、「広報つなん」や津南町のホームページ等を通じて公表していきます。

また、町民をはじめ各種団体、町づくり検討委員、行財政見直し推進委員会等外部からの幅広い意見を聴取することに努めます。

7 集中改革プラン取組内容

(1) 事務事業の再編・整理、廃止、統合

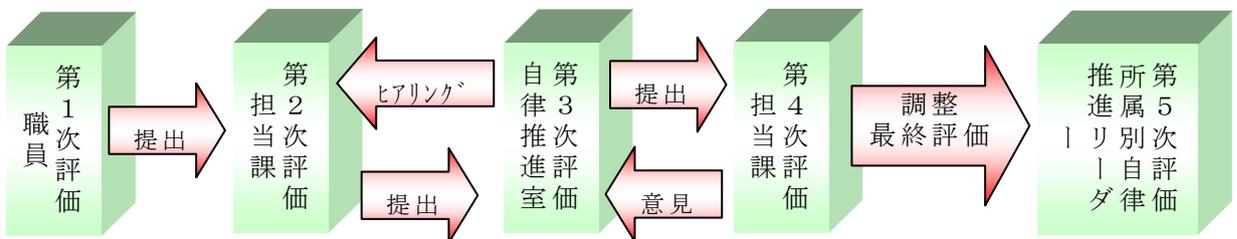
国、地方を問わず財政状況はますます厳しくなり、加えて三位一体の改革等により、地方自治体の主な収入である国県補助金や地方交付税が削減され、それに見合う税源移譲がなく、ほとんどの自治体が行政運営に苦慮しています。

また、少子高齢化、地方分権の進展を迎え、自己責任、自己決定で新たな行政課題に対応したり、新しい町づくり施策を行っていくためには、行政の責任領域を改めて見直しながら、行政効果や効率を十分検討し、既存の事務事業をゼロから徹底して見直す必要があります。

これらに鑑み、当町は、全職員で自分が受け持つ全ての事務事業について点検し、評価作業を行いました。

①事務事業評価作業、評価結果

点検、評価した事務事業は全部で1,147件になり、5段階の評価体制をとりました。評価作業と流れと評価結果は次のとおりです。



評価結果	継続	要改善	縮小	廃止	その他	計
	429	339	129	145	105	1,147

②事務事業の再編・整理等における取組状況と取組目標

各事務事業（1,147件）の取組目標等、詳細については、別冊「津南町行財政改革集中改革プラン資料編」によるものとします。

項目	H11年度～H16年度までの取組状況	事務事業の再編整理等の目標 (H17年度～H21年度までの取組目標)
総務関係	<ul style="list-style-type: none"> 旅費、費用弁償の見直し、削減 報酬、報償の見直し、削減 時間外勤務手当の削減 特別手当等の見直し、削減 庁舎電話交換業務委託の廃止 行政文書発送事務見直し、削減 町長交際費の削減 	自律計画に基づき H21 までに総務関係歳出総額 9%削減 <ul style="list-style-type: none"> H18 年度に特別職 1 名減（助役の収入役兼務） H18 年度から定期バス運行補助事業について、そのあり方を抜本的に見直し

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種刊行物購読の削減 ・法令外団体補助金の見直し、廃止（幼児交通安全クラブ等） ・超過勤務手当の見直し ・事務事業評価システムの導入 ・職員提案制度の導入 ・機構改革の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H18年度に冬期保安要員事業について、そのあり方を抜本的に見直し ・法令外団体補助金等の継続的な見直し ・町単補助事業の補助基準の継続的な見直し ・H17年度に職員災害復旧支援ボランティア隊、職員消防防災隊の設置
企画関係	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの1人1台化 ・LGWAN導入 ・地域インターネット導入 ・地域情報化計画、情報セキュリティポリシー策定 ・町単補助事業の補助基準の見直し（町民国内交流推進事業等） 	<ul style="list-style-type: none"> 自律計画に基づきH21までに企画関係歳出総額29%削減 ・H18年度に防災行政無線の更新について検討 ・行政事務電子化の継続的な検討
福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・法令外団体補助金の見直し、廃止（町母子寡婦福祉会、父子福祉会、町保育士補助金等） 	<ul style="list-style-type: none"> 自律計画に基づきH21までに福祉関係歳出総額10%削減 ・対象者の適正化の検討
建設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等の入札、契約事務の一元化 ・法定外公共物の譲与 ・簡易水道、下水道収納賦課業務の一元化 	<ul style="list-style-type: none"> 自律計画に基づきH21までに建設関係歳出総額の増加を10%以内に抑える。 ・PFI方式等多様な事業実施方法の検討
産業振興関係	<ul style="list-style-type: none"> ・津南地域活性化センターの再検証（観光物産館食堂部門、萌木の里の民間等運営移管） ・マウンテンパーク津南スキー場 	<ul style="list-style-type: none"> 自律計画に基づきH21までに産業振興関係歳出総額13%削減 ・グリーンピア津南の購入 ・H18年度に津南地域活性化セン

	の民間経営委託	ターを解散 ・観光協会の組織体制、独立の検討
出納関係	・バランスシートの導入、公表 ・財務規則の見直し（専決区分の見直し）	・バランスシート作成継続 ・財務会計システム更新検討
議会関係	・議員定数の削減（20人→16人） ・議長交際費の削減 ・各種補助金の廃止（議員互助事業費補助金、全議員視察研修費補助金）	自律計画に基づき H21 までに議会関係歳出総額 7%削減 ・H19 年度議員定数の 2 名削減 ・H18 年度に議会議事録作成の民間委託化に向けて検討
生涯学習関係	・法令外団体補助金の見直し、削減（町婦人会等） ・社会教育各種教室の実施方法見直し	自律計画に基づき H21 までに生涯学習関係歳出総額 13%削減 ・農と縄文体験実習館入館料徴収 ・各種大会の運営方法の見直し
学校教育関係	・町教育ネットワークの導入	自律計画に基づき H21 までに学校教育関係歳出総額の増加を 5%以内に抑える。 ・H18 年度中等教育学校の開校 ・H18 年度から総合交通体系の中でスクールバス運行方法の見直し、検討
町民生活関係	・住民基本台帳ネットワークシステムの構築 ・戸籍システムの構築 ・町単補助事業の廃止（チャイルドシート購入費補助等）	自律計画に基づき H21 までに町民生活関係歳出総額 17%削減 ・各種団体事務局の移管の検討（食品衛生協会） ・事業の広域化の検討（猟友会等） ・H21 年度家庭ごみ有料化検討
農政関係	・生産調整システムの再構築	自律計画に基づき H21 までに農政

	<ul style="list-style-type: none"> ・農家台帳システムの整備 ・町農業振興事業の見直し ・団体育成事業（土地改良区）の削減 	関係歳出総額の増加を 11%以内に抑える。 <ul style="list-style-type: none"> ・こだわり農産販売事業の検討 ・H17 年度から農業委員定数の削減（22 人→18 人）
税務関係	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告受付システムの導入 	自律計画に基づき H21 までに税務関係歳出総額 3%削減 <ul style="list-style-type: none"> ・H18 年度に前納報奨金制度廃止 ・H18 年度から住民税賦課業務等基幹電算システムの更新検討

③ 事務事業の再編・整理等を行う庁内体制

ア) 再編・整理等を行う際のスキームの内容、基本的考え方

全職員で自分が受け持つ全ての事務事業について、成果指標を取り入れながら、マネジメントサイクルに基づいた点検、評価作業を行います。評価結果に基づき、事務事業の今後の方向性（拡大、現状、改善、縮小、廃止）を精査し、最終評価は、各課及び班の代表者からなる「事務事業評価委員会」（20 名）において意思決定します。

イ) 行政評価を活用する仕組の導入

当町では、平成 15 年度から 2 か年をかけて全事務事業の見直しと町づくりの方向性を自律計画としてまとめました。今後、実効ある計画進行管理のしくみとして「行政評価システム」を導入し、定着させたいと考えています。導入への足がかりとして、当面は「津南町事務事業進行管理・評価シート」による事務事業評価を継続していきます。

ロ) 外部の意見を取り入れる仕組

・集中改革プランは自律計画を基にしていますが、自律計画の策定時には各集落を中心に住民懇談会を開催（40 会場 677 人参加）し、計画の内容等について説明、意見交換を行いました。また、同様に施策の実施に大きな役割を持つ関係団体（19 団体 127 人参加）から専門的な提言をいただくとともに、意見交換

を行いました。今後も必要に応じ住民懇談会を行い、広く意見を聴取します。

- ・「自律に向けた町づくり委員会」（全職員及び町民 55 名）において公表、意見を反映させていきます。

- ・町ホームページに掲載し意見を聴取します。

エ) プランの公表

ホームページ、広報紙等を活用し広く公表します。

(2) 指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進

当町においては、スキー場や萌木の里等の施設、スクールバス、診療バス運転等の各種業務について民間活力の導入を進めてきました。自律計画においても「民間委託が可能な事務事業等は民間委託とする」と方向付けをしており、その施設の運営形態や事務事業の内容を精査し、民間委託、指定管理者制度等、最善な手法を検討、活用し、サービス向上と業務の効率化を図っていきます。

① 各施設、事務等についての取組状況と取組目標

公 の 施 設 に つ い て の 取 組 目 標	H10 年度以前の取組 状況	<p>〔社会福祉施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S56 美雪町集落センター→集落代表者に管理委託 ・ S57 所平克雪管理センター→所平克雪管理センター組合に管理委託 ・ H5 高齢者生活福祉センター→社会福祉法人つなん福祉会に管理運営委託 ・ H5 在宅介護支援センター→社会福祉法人つなん福祉会に管理運営委託 <p>〔基盤施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S59 地域駐車場（10 箇所）→それぞれの地域組織に管理委託 ・ H8 テレビジョン共同受信施設（2 箇所）→利用者組織に管理委託
---	-------------------	---

公 の 施 設 に つ い て の 取 組 目 標	H10 年度以前の取組状況		[レクリエーション・スポーツ施設] ・ S59 山伏山森林公園→山伏山森林公園管理組合に管理運営委託 ・ S60 町多目的広場（城原ふれあい広場）→多目的広場運営委員会に管理委託 ・ S61 クアハウス津南→（財）津南地域活性化センターに管理運営委託 ・ S61 林業会館→（財）津南地域活性化センターに管理運営委託 ・ H4 ほっとワーク津南→（財）津南地域活性化センターに管理運営委託 ・ H9 サンビレッジ津南→（財）津南地域活性化センターに管理運営委託 上記を除く公の施設については町の直営施設			
	H11 年度～H16 年度までの取組状況		同上			
	H16 年度末の状況	区 分	レク・スポ施設	基盤施設	文教施設	社会福祉施設
		指定管理者制度導入済				
業務委託実施済		6	12		4	
	直営施設	2	41	14	18	
H17～H21 年度までの5年間の取組目標		・ 18 年度までにレク・スポ施設 2 箇所（クアハウス津南・サンビレッジ津南）、基盤施設 12 箇所（テレビジョン共同受信施設 2・地域駐車場 10）、社会福祉施設 4 箇所（美雪町集落開発センター・高齢者生活福祉センター・在宅介護支援センター・所平克雪管理センター）について指定管理者制度を導入予定 ・ 18 年度までにレク・スポ施設 4 箇所（山伏山森林公園・林業会館・ほっとワーク津南・多目的広場）について管理のあり方を検討				

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の直営施設は引き続き直営で運営 						
公 の 施 設 以 外 に つ い て の 取 組 目 標	H10 年度以前の取組 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ H2 堆肥センター→ J A 津南町に管理運営委託 ・ H7 リバーサイド津南→ (財) 津南地域活性化センターに管理運営委託 ・ H7 都市交流センター→ (財) 津南地域活性化センターに管理運営委託 ・ H8 竜神の館→ 株式会社竜ヶ窪温泉に経営譲渡 上記を除く公の施設以外については町の直営施設						
	H11 年度～H16 年度 までの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ H15 萌木の里→ 萌木の里管理組合に管理運営委託 上記を除く公の施設以外については町の直営施設						
	16 年度 末の 状況	区 分	レ・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設	社会福祉施設		
		指定管理者制度導入済						
		業務委託実施済	1	4	1			
	直営施設		1	2	1			
	H17～H21 年度まで の5年間の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17 レク・スポ施設 1 箇所 (マウンテンパーク津南) について経営委託 ・ その他の施設については現行どおり運営 						
	H10 年度以前の取組 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間委託が可能な事務事業等は民間委託とする。」を基本方針に各種業務 (庁舎清掃、夜間警備、スクールバス運転等) について民間へ委託 						
	H11 年度～H16 年度 までの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き民間委託可能な業務について委託化 (H15 庁舎マイクロバス運転業務等) 						
		区分	全部委託		一部委託		全部直営	
		項目	事業数	委託先	事業数	委託部分 委託先	事業数	直営堅持の理由
		① 本庁舎清掃	1	共同企業体				
		② 本庁舎夜間業務	1	シルバー人材センター				
	③ 案内・受付					1	規模が小さいため	
	④ 電話交換					1	規模が小さいため	

その他の事務についての取組状況	16年度末時点の委託状況	⑤ 公用車運転			1	(委託部分) 診療車、スクールバス、マイクロバス運転 (委託先) バス運輸業他		
		⑥ し尿処理	1	し尿処理清掃業者				
		⑦ 一般ごみ収集	1	建設業者				
		⑧ 学校給食(調理)			1	(委託部分) 小中学校給食調理 (委託先) 個人		
		⑨ 学校給食(運搬)	1	個人				
		⑩ 学校用務員事務			1	(委託部分) 小中用務員業務 (委託先) 個人		
		⑪ 水道メーター検針	1	シルバー人材センター				
		⑫ 道路維持補修・清掃等			1	(委託部分) 維持補修(軽微なものを除く) (委託先) 土木建設業者		
		⑬ ホームヘルパー派遣	1	福祉事業所				
		⑭ 在宅配食サービス	1	社会福祉協議会				
		⑮ 情報処理・庁内情報システム維持			1	(委託部分) 税・住基等基幹システム (委託先) 情報処理ソフトウェア開発業者		
		⑯ ホームページ作成・運営			1	(委託部分) 機器管理保守・設計 (委託先) NTT		
		⑰ 調査・集計					1	規模が小さいため
⑱ 総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)			1	(委託部分) 給与計算 (委託先) 電算業者				
計	8		7		3			

	H17～H21 年度までの5年間の取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17 以降学校用務員の退職者不補充による委託化 ・ H18 議会議事録作成業務の民間委託検討 ・ H19 図書館業務の民間委託検討
--	-----------------------	--

(3) 定員管理の適正化

昨今の厳しい財政状況の下、当町は事務事業の見直し、機構改革、外部委託等の活用を図りながら定員管理の適正化に積極的に取り組んできました。しかしながら、三位一体の改革、地方交付税の見直し等により町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。職員の定数管理は、町政の運営上特に重要な課題であることから、引き続き厳格な職員定数に向けて努力しなければなりません。

職員は、定数の削減により基本的な行政サービス水準の低下を招いたりしないよう、資質の向上と事務能力、政策形成能力の向上が求められており、研修に積極的に参加するなど、自己啓発を行う必要があります。また、役場業務の守備範囲の見直しも行う必要があります。

① 数値目標の基本的な考え方

町民と職員で策定した自律計画に基づいた定員管理を行います。自律計画では、20年後（平成37年度）までに職員数を現在の2/3にする目標を立てており、年齢構成に偏りが生じないように計画的に採用しながら、計画に沿った定員管理に努めます。

② 数値目標の設定の仕方

自律計画で定めた税財政シミュレーションを基に、退職者不補充、勸奨退職制度の継続、年齢構成を考えた採用計画を主要件にし、定数の数値目標を設定しました。

③ 定員適正化計画の見直し状況

平成12年度に今後の行政需要や業務量の変化、退職者の動向等を把握した上

で、平成 13 年度から平成 17 年度までに総職員数の 3% を削減目標とした定員管理計画を策定し、その目標値は達成したところであります。また、平成 16 年度に自律計画を策定し、今後の財政状況を考慮しながら新たに中・長期的な定員適正化計画を策定しました。自律計画は毎年度見直す方針であり、行政需要の将来動向等、状況の変化に対応し、今後も積極的な見直しを実施します。

④定員適正化計画

条件＊病院・衛生施設組合派遣職員を加味しない。

計画 \ 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
4 月 1 日の職員数	1 5 2	1 4 7	1 4 5	1 4 3	1 4 3	1 4 2
採用者数	5	1	3	2	3	2
退職者数	1 0	3	5	2	4	1 2
減員数	5	2	2	0	1	1 0
H17 年度～H21 年度までの削減数と削減率	1 0 人		6.6%			
(参考) H11 年 4 月 1 日～H16 年 4 月 1 日までの削減数と削減率	1 2 人		7.0%			

(4)手当の総点検をはじめとする給与の適正化

当町における職員給与については、これまでもその適正化に努めてきたところであります。国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示すラスパイレス指数を見ても当町は 87.1 と県下で最も低い方であり、これは条例、規則に則って運用してきた結果でもあります。

特殊勤務手当についても特殊性の有無、業務実態及び支給の実績、国、県、他市町村の状況等を見ながら検討し、見直しを進め、麻薬管理手当、助産手当、拘束手当等を廃止してきました。

職員の給与制度については、町民の納得と支持が不可欠であり、国における給与制度改革を見据えながら、能力や勤務成績が反映されるような運用等、今後も必要な見直しを行い、給与水準の適正化を図ります。

① 給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し

高齢層職員の昇給停止状況		国に準拠し 55 歳以上職員の昇給停止を実施している。	
不適正な昇給運用の状況		国に準拠し定年退職者の退職時特別昇給、一斉昇短等は実施していない。	
級別職務分類表に適合しない級への格付けの有無		無	
退職手当の支給率国準拠状況		国に準拠していないが、県内町村で一部事務組合を組織し、対応している。	
諸手当の総点検	特殊勤務手当の状況	国の特別勤務手当と同様又は準じない手当数	手当数 5 ・危険手当、行旅死亡人取扱手当、夜間看護手当（病院）、放射線取扱手当（病院）は国に準拠 ・医療手当（病院）については医師確保のために必要な手当
		他の手当又は給料で措置される勤務内容と重複していると思われる手当数	手当数 0 なし
		月額支給となっている手当数（日額が適当）	手当数 0 なし
	その他の手当の適正化		該当なし
技能労務職の給与	国や民間の同種との比較の実施	国より低額	
	給料表の適正化	適正に運用	
その他		なし	

② 給与定員の公表

定員や人件費の推移については、自律計画にその概要を掲載し、全世界帯に配付、公表してきました。また、町内 40 会場で集落懇談会を開催し、住民に説明し、意見を求めてきました。

今後も町広報紙「広報つなん」及び町ホームページ「うぐいすネット」等を通じて公表するとともに町民 55 名が含まれる「自律に向けた町づくり検討委員会」に報告し、町民から意見を聴取することに努めます。

(5) 第三セクターの見直し

全国的にも第三セクターの経営悪化や破綻が生じています。最近は回復してきているというもののバブル崩壊以来の日本経済の長期低迷化は、観光産業にも大きな影響を与え、町の第三セクターの一つである、(財)津南地域活性化センターの経営も少なからずダメージを受けました。

第三セクターへの公費投入は、自治体財政を圧迫するとともに、経営姿勢に対する厳しさが問われ、町民の理解を得ることが難しくなります。民間にできることは民間にという姿勢のもと、既に津南地域活性化センターの事業の一部を民間委託していますが、更に検証し、見直していかなければなりません。また、指定管理者制度の導入により、民間事業者の参入が可能となり、施設の管理を受託している津南地域活性化センターにとっては、存在価値そのものが問われてきています。このような改革の流れを踏まえ、第三セクターを再検証し、見直すべきは見直し、改善していきます。

① 第三セクターの見直しに関する総合的な指針・計画の策定

H16 年度末時点における第三セクターの統廃合・整理見直しに関する総合的な指針・計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・H13 年度に第 3 次津南町行財政改革大綱において、マウンテンパーク津南、(財)津南地域活性化センターを対象に、平成 15 年度を目標とする第三セクター再検証実施計画を策定 ・H14 年度に第三セクター検討委員会(町民 6 名、助役、担当課長)を設置し、改革方針を町長に答申、改革に着手
H17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標	毎年行われる自律計画の見直し作業において、第三セクターを再検証する。

② 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

H16 年度末における第三セクターの法人数	5 法人	(法人名) ・(財)津南地域活性化センター
-----------------------	------	--------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> ・(財) 津南町野菜価格安定協会 ・(財) 津南町農業公社 ・(株) 竜ヶ窪温泉 ・津南醸造(株)
H17年度～21年度までの5年間の見直しの実施予定		H18年度に(財)津南地域活性化センターを解散する。

③ 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

出資比率が25%以上又は財政的支援を行っている法人数	4法人	(法人名/出資比率) <ul style="list-style-type: none"> ・(財) 津南地域活性化センター/29.9% ・(財) 津南町野菜価格安定協会/60.0% ・(財) 津南町農業公社/88.9% ・(株) 竜ヶ窪温泉/50.8%
上記のうち外部監査体制のある法人数	0法人	町収入役や議会議長が監事として経営状況を常に点検しており委員会等の設置する予定はない。
上記のうち委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数	0法人	
H17年度～21年度までの5年間の取組目標		自律計画の見直し状況に基づき取り組む。

④ 情報公開実施状況及び取組目標

関与法人のうち町が財務諸表の概要、財政支援の状況等の情報公開を行っている法人数	0法人	ただし、議会には報告
H17年度～21年度までの5年間の取組目標		H20年度までに財務諸表等をホームページに公開する。

⑤ 役職員数の削減計画

H16 年度末における役員数、役職員 の削減計画の有無	無
H17 年度～21 年度までの 5 年間の取 組目標	H18 年度（財）津南地域活性化センターの解 散に伴い、役員、職員 16 名を削減する。

⑥ 今後の給与の見直し計画

H16 年度末時点における第三セク ターの給与の見直しに関する計画 の策定状況及び予定	無
H17 年度～21 年度までの 5 年間の取 組目標	経営状況により見直しを検討する。

(6) 経費節減等の財政効果

町税収入の伸び悩みに加え、三位一体の改革、地方交付税の見直し等により歳入の減少が続く中、限られた財源を有効に活用していくことは言うまでもありません。自律計画を基に、現下の政策課題に対応した施策の重点的な推進に留意しつつ財源の確保と将来の見通しに努め、経費全般の見直しを行い、その節減合理化を図ります。また、一つひとつの事務事業や補助金等について、過去の慣例にとらわれず、行政の責任分野、経費負担のあり方、成果等の観点から見直しを進め、整理合理化を図ります。

町では、平成 15 年度から事務事業の点検・評価を実施していますが、縮小、廃止の評価になっているものは、早急に対応していく必要があります。

① 歳入関係

(単位：千円)

H16 年 度まで の取組 状況	項 目	財 政 効果額	具体的取組内容
	超過課税の実施、法 定外税新設	11,192	法人税均等割及び所得割の超過課税
	税の徴収対策		
	使用料・手数料の見 直し		

	未利用財産の売り払い等	26,465	町有林立木、町有土地売り払い収入
	その他		
	計	37,657	
H17年度～21年度までの5年間の取組目標の内容	超過課税の実施、法定外税新設	54,600	(継続) 法人税均等割及び所得割の超過課税 効果 H17:11,000 H18～21:10,900*4年
	税の徴収対策	8,200	H18～納期前納付報償金制度廃止 効果 H18～21:2,050*4年
	使用料・手数料の見直し	11,653	H17～農と縄文体験実習館入館料徴収見直し及び管内凶売捌開始 効果 H17:3,653 H18～21:2,000*4年
	未利用財産の売り払い等	871	(H17～) 町有土地売り払い収入他 効果 H17:871
	その他		
	計	75,324	

②歳出関係

(単位:千円)

H16年度までの取組状況	項目		財政効果額	具体的取組内容	
人件費削減	職員削減(議員含)		58,326	議員定数削減 H15:2人減 6,066 職員削減 H11～16:20人減 52,280	
		うち退職者不補充	52,280	退職者不補充による職員数削減	
		うち臨時職員等の活用	38,543	臨時職員の活用	
	給与等削減	職員	給料		
			手当	13,505	超過勤務手当削減 6,162 管理職特別勤務手当削減 2,352 管理職手当削減 3,840 期末勤勉手当削減 1,151
		三役等 特別職	給料		
			手当	913	期末手当削減(傾斜配分) 840 助役・収入役通勤手当削減 73
		議員	報酬		
	手当				
	その他		522	非常勤特別職報酬単価見直し	
		うち福利厚生事業			
	組織の統廃合		770	H16機構改革によるコスト削減	

	アウトソーシング（民間委託）による事務事業費削減		2,000	公車マイクロバス民間委託	
	うち指定管理者制度導入によるもの				
	施設等維持費の見直し		1,191	庁舎ボイラー職員対応等	
	補助金等の整理合理化		12,755	補助金見直し・点検・評価	
	投資的経費の見直し				
	内部管理経費の見直し		11,962	職員旅費・費用弁償削減 4,620 電話交換業務廃止 2,167 行政文書・広報紙発送見直し 2,716 コピー用紙等消耗品見直し 369 その他 2,090	
	その他事務事業の整理合理化		630	入札・契約事務の一本化	
	その他		630	投票所閉鎖時刻繰上げ	
	計		103,204		
H17 年度 ～21 年度 までの5 年間 の数 値目 標・ 施策 の内 容	項 目		財 政 効果額	具体的取組内容	
	人 件 費 削 減	職員削減（議員含）		116,668	議員定数削減 H19:2人減 効果 H19: 2,527 H20～21: 6,066*2年 職員削減 H17～21:10人減 102,009 効果 H17: 24,074 H18: 31,159 H20: 25,355 H21: 21,421
		うち退職者不補充		102,639	退職者不補充による職員数削減
		うち臨時職員等の活用		55,479	臨時職員の活用を除いた分 効果 H17: 14,204 H18: 21,289 H20: 12,665 H21: 7,321
	給 与 等 削 減	職員	給料		適正な給与水準について検討
			手当	44,178	超過勤務手当等削減 管理職特別勤務手当等削減（時限） 効果 H17: 13,574 H18: 13,270 H19: 5,873 H20: 5,773 H21: 5,688
		三役等 特別職	給料	20,418	特別職1名減:助役の収入役兼務 効果 H18:2,490 H19～21:5,976*3年

			手当	7,755	特別職1名減:助役の収入役兼務 期末手当削減 通勤手当削減 効果 H17:913 H18:1,760 H19~21:1,694*3年
	議員		報酬		
			手当		
	その他			7,886	農業委員削減 H17:4人減 効果 H17:1,126 H18~21:1,690*4
		うち福利厚生事業			
組織の統廃合				3,850	機構改革実施後の検証 機構改革によるコスト削減 効果 H17~21:770*5年
アウトソーシング(民間委託)による事務事業費削減				53,132	公共施設等民間委託 スキー場民間運営委託 効果 H17:46,172 健康増進施設他指定管理者制度導入 効果 H18~21:1,740*4
		うち指定管理者制度導入によるもの		6,960	指定管理者制度の導入効果検証
施設等維持費の見直し				5,955	公と民の経費負担の明確化検討 庁舎ボイラー職員対応等 効果 H17~21:1,191*5年
補助金等の整理合理化				4,279	法令外団体補助金見直し 効果 H17:2,279 H18~21:500*4
投資的経費の見直し					多様な入札システム、事業実施方法の検討
内部管理経費の見直し				12,000	行財政改革によるコスト削減 旅費・費用弁償削減、行政文書発送費削減他 効果 H17~21:2,400*5年
その他事務事業の整理合理化				3,150	行財政改革によるコスト削減 入札・契約事務の一本化 効果 H17~21:630*5
その他				5,058	選挙事務見直し(投票時間繰上、投票立会人削減等) 効果 H17:630 H18:738 H19:2,214 H20:1,476
計				284,329	

H16年度までに取り組んでいる施策はH17年度以降も継続して実施する。

(7) 公営企業の経営健全化

当町の地方公営企業は、病院事業、簡易水道事業及び下水道事業の3事業です。それぞれの事業を通じて、町民生活に役立つ社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきました。

近年、都市部ではPFI事業等サービスの供給方法の多様化により、地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化してきていますが、当町のような中山間地、過疎地域においてはあまり変化は見られず、多くの自治体が直接サービスを実施しています。

公営企業会計についても一般会計同様、行財政改革による経費削減はもとより、最小の費用で最大の効果を上げるため、民間的経営手法に学び、経営改善・合理化を一層徹底していきます。

① 津南病院事業

ア) 経営改革の推進

津南病院は昭和38年の発足以来、津南町唯一の病院として、町民の医療確保のため大きな役割を果たしてきました。津南病院の経営状況をみると、平成9年度までは概ね収支均衡が図られていましたが、平成10年度からは入院・外来患者数の停滞、入院1人1日当たり収入の減、材料費の増などにより赤字決算に転じています。これらのことから、津南病院では平成11年度に（社）全国自治体病院協議会から経営診断を受け、病院の現状と問題点、当面の経営改善の方策等について報告をいただいております。また、現在は病院内に経営企画委員会、運営連絡会議を設置し、経営改善会議を開催するとともに、分野別自律推進チームの一つである地域医療チーム（構成：町民5名、職員11名）において、病院が今後目指すべき方向とその具体的な取り組みについて協議、意見交換を行っています。

□平成16年度までの取り組み

取組状況	概要
民間への業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・医療事務（窓口、レセプト点検等）委託 ・施設維持管理委託

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種業務電算委託
料金収入の確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費未収者に対する督促通知 ・ 証明書手数料の見直し ・ 時間外（夜間）診療の実施
組織・体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革による係長制の廃止及びグループ制、フラット化の実施 ・ 看護部の管理職を設置
その他経営改革の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営診断の実施 ・ 受付順番システム導入 ・ オーダリングシステムの構築による処方箋等の早期処理 ・ 療養型病床の設置

□平成 17 年度から 21 年度までの取り組み目標

- ・ 引き続き医師確保に努めるとともに、収益の増加を図る。（H17～継続）
- ・ 津南病院における具体的な取り組みを、「診療体制」「経営体制の強化」「サービスの充実」の 3 つに分類して、年次計画を定めて実施する。（H18～）
- ・ 医療機器の整備充実、地域支援室の強化（H17～継続）
- ・ 病院ボランティアの育成を図る。（H21～）

1) 経費削減等の財政効果

津南病院は地域医療機関の中核として安定した医療を提供する必要があるため、そのためには医療従事者の確保、施設整備の充実に努めなければならないが、経費削減は大変難しい課題ですが、引き続き医業収益を確保し、経費全般について見直しを行い、その節減合理化を図ります。

□平成 16 年度までの取り組み状況

（単位：千円）

項 目		財 政 効果額	具体的取組内容
収	料金の見直し	250	証明書手数料の見直し
入	その他	513	時間外診療による収益増

支 出	人 件 費 削 減	職員削減によるもの	21,768	職員削減 H11～16:8名減
		うち退職者不補充		
		うち臨時職員等の活用		
	給与等削減	337	管理職手当、期末勤勉手当削減	
	組織の統廃合	270	H16 機構改革によるコスト削減	
	合 計	23,138		

□平成 17 年度～21 年度までの取り組み目標

- ・ H16 年度までに取り組んでいる施策は H17 年度以降も継続して実施する。
- ・ H21 年度までに病院への補助金、出資金を H16 年度比 50%まで抑制する。
- ・ 手当を見直し、給与等を 19,000 千円削減する。(H18 年度～)

ウ) 定員管理の適正化

地域に信頼され、安心して受診できる体制を確保し、適切な医療計画の下に定員管理の適正化に努めます。

□平成 11 年 4 月 1 日～16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

基準日	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
職員数	109	107	104	100	101	101	101
純減数		2	3	4	-1	0	0
対前年純減率%		1.8	2.8	3.8	-1.0	0.0	0.0
対 H11.4.1 純減率%		1.8	4.6	8.3	7.3	7.3	7.3

□平成 17 年 4 月 1 日～22 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化目標

患者数によって職員の数も変わってくることから、具体的な数値目標は設定しないが、将来を見据えながら職員採用を行い、定員管理の適正化を常に考慮する。(シミュレーションは現行値 (17.4.1 現在人数) を設定)

エ) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

基本的には普通会計職員の枠組みに沿って適正化を図ります。しかし、当町のような中山間地、過疎地域においては医師の確保が最大の課題です。こ

のことから、医師の給与、手当等については、医師確保のため必要な経費として一般の職員とは別に考える必要があります。

給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し

基本的には普通会計職員と同じ（P19 参照）

ただし、医療手当については医師確保のために必要な手当である。

給与定員の公表

普通会計の方法と同じ（P19 参照）

②簡易水道事業

ア) 経営改革の推進

本町の水道は昭和 30 年代から自然の湧き水を利用した集落単位の簡易水道を主体に建設してきましたが、生活用水の需要は増加し、経年による施設の老朽化が進んでいます。このため、施設整備更新の優先順位を検討し、更新年次計画及びそれに伴う収支財政計画を立てながら、経営の安定化を図っていきます。また、現在は、分野別自律推進チームの一つである定住基盤チーム（構成：町民 5 名、職員 11 名）において簡易水道事業における現状と主な課題、今後目指すべき方向とその具体的な取り組みについて協議、意見交換を行っています。

平成 16 年度までの取り組み

取 組 状 況	概 要
民間への業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道メーター検針委託 ・ 緊急（災害）時漏水修繕委託 ・ 水質検査業務委託 ・ 水道使用料の一部電算化
料金収入の確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・ H14 料金体系見直し
組織・体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革による係長制の廃止及びグループ制、フラット化の実施（水道係と下水道係の統合）

平成 17 年度から 21 年度までの取り組み目標

- ・施設整備更新年次計画及び財政計画の策定（H18年度～）
- ・緊急時対応マニュアルの作成（H18年度～）

イ) 経費削減等の財政効果

□H16年度までの取り組み状況

項 目		財 政 効果額	具体的取組内容
収 入	料金の見直し	1,900	H14 水道使用料体系見直し
支 出	給与等削減	70	超過勤務手当削減
	組織の統廃合	34	H16 機構改革によるコスト削減
合 計		2,004	

□平成 17 年度～21 年度までの取り組み目標

- ・H21 年度までに簡易水道事業会計予算ベースを対 16 年度比 80%まで抑制する。
- ・一般会計からの繰出金については繰出基準内とするが、建設事業が当面続く間は基準外繰出しをする。目標として、H21 年度までに一般会計からの繰出金を H16 年度比 55%まで抑制する。
- ・自律計画に定める税財政シミュレーションを基に見直しを行い、経費削減に努める。

ウ) 定員管理の適正化

施設更新に伴う建設事業が続くことから、当面の間、現体制を維持します。

□平成 11 年 4 月 1 日～16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

基準日	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
職員数	2	2	2	2	2	2	2

□平成 17 年 4 月 1 日～22 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化目標

基準日	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数	2	2	2	2	2	2

(注：上記 2 表の人数は P18 の定員適正化計画表の内数である。)

エ) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

普通会計職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し

普通会計職員と同じ（P19 参照）

給与定員の公表

普通会計の方法と同じ（P19 参照）

③ 下水道事業

ア) 経営改革の推進

特定環境保全公共下水道事業は町中心部の整備が完了し周辺各地域に整備が進められています。引き続き生活環境の改善及び公共用水域の水質改善を進めるため、下水道施設の早期整備、完了を目指します。併せて水洗化の促進や経常経費の縮減など経営改革を図ります。また、現在は、簡易水道事業と同様に、分野別自律推進チームの一つである定住基盤チーム（構成：町民 5 名、職員 11 名）において下水道事業における現状と主な課題、今後目指すべき方向とその具体的な取り組みについて協議、意見交換を行っています。

平成 16 年度までの取り組み

取 組 状 況	概 要
民間への業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設維持管理委託 ・ 下水道メーター検針委託 ・ 使用料等電算委託
料金収入の確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金収納システム構築による未納者情報の早期把握 ・ 下水道つなぎ込み者に対するつなぎ込み促進通知（つなぎ込み予定時期照会）
組織・体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構改革による係長制の廃止及びグループ制、フラット化の実施（水道係と下水道係の統合）

□平成 17 年度～21 年度までの取り組み目標

- ・ 農業集落排水事業の完了（H17 年度）
- ・ 特定環境公共下水道事業の実施（継続）
- ・ 下水道つなぎ込み工事の促進（継続）

イ) 経費削減等の財政効果

□H16 年度までの取り組み状況

項 目		財 政 効果額	具体的取組内容
支 出	給与等削減	331	超過勤務手当、管理職手当削減
	組織の統廃合	61	H16 機構改革によるコスト削減
	合 計	392	

□平成 17 年度～21 年度までの取り組み目標

- ・ 一般会計からの繰出金については繰出基準内とするが、建設事業が続く H23 年度までは交付税措置額まで繰出しをする。H17 年度～21 年度までは H16 年度と同レベルを維持する。
- ・ 自律計画に定める税財政シミュレーションを基に見直しを行い、経費削減に努める。

ウ) 定員管理の適正化

特定環境公共下水道事業が続くことから、当面の間、現体制を維持します。

□平成 11 年 4 月 1 日～16 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化実績

基準日	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1
職員数	5	5	5	5	5	5	6

□平成 17 年 4 月 1 日～22 年 4 月 1 日までの定員管理の適正化目標

基準日	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数	5	5	5	5	5	5

（注：上記 2 表の人数は P18 の定員適正化計画表の内数である。）

エ) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

普通会計職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し

普通会計職員と同じ（P19 参照）

給与定員の公表

普通会計の方法と同じ（P19 参照）

8 その他の取り組み

(1) 自律計画の進行管理

自律計画の進行管理をしっかりと行い、真に自律に向けた町づくりを構築します。そして最大限の自助努力を行い、確固たる自律の姿を内外に示していきます。

取組目標 H17 年度～毎年 自律計画の見直し

① 地域づくり協議会（仮称）の設置

自律計画の中に協働型社会を目指す町として、自分たちのことは自分たちで考え実践することを目標に掲げており、そのための施策として、集落あるいは小学校単位に地域づくり協議会を設置します。

取組目標 H18 年度 組織体制整備

H19 年度 地域づくり計画策定

H20 年度 事業実施

② 心のオアシス津南（仮称）構想の検討

自律計画の中で将来の目標人口 10 年後 13,000 人を目指すことを掲げており、そのための施策として、自然的資源の活用による観光産業の推進、農林業を基盤とした産業振興等、後継者の育成及び I ターンの積極的な受け入れを計画しています。これらの具体的な施策について、自律計画推進会議において検討し、「心のオアシス津南」構想をまとめます。

取組目標 H18年度 自律計画推進会議にて協議

H19年度 構想策定

(2) 電子自治体の推進

情報化社会の急速な進展に対応するため、町においても的確な対応が求められています。当町においても情報化という社会変化に対して積極的に取り組むことが重要であると考え、平成12年度には地域インターネット導入促進基盤整備事業を活用し、庁内LANの構築、ホームページからの行政情報の提供等、情報化施策に取り組んできました。

平成14年度には、多岐にわたる情報化関連施策を効果的に実現するための指針として、「津南町地域情報化計画」を策定し、この方針に沿って、急速に進む情報化への対応や、町民各位の情報活動や情報交流を可能とする環境の整備などのプロジェクトを展開しており、引き続きその計画推進に努めます。

取組目標 H18年度 第2次津南町地域情報化計画の策定

H19年度～情報化計画の推進

(3) 公正・透明性の確保

当町においては、これまでに情報公開条例の制定、行政手続条例の制定、バランスシートの導入、ホームページ・何でもハガキ等による町民意見の聴取をするなどして、公正・透明性の確保に努めてきました。今後もこれらの制度を積極的に活用します。

取組目標 H17年度～現行制度の有効活用

9 町づくりの目標と理念

当町は次に掲げる目標と理念を基本に自律に向けた町づくりを進めています。

津南町の自律に向けての目標と理念

1 住民が大切にされる町

四季折々の自然の中で、安心して豊かに暮らせる町、住民一人ひとりが大切にされる町づくりを目標とします。

行政には一人ひとりの顔が見え、体温が感じられる地域を創造していくことが求められます。

2 住民の暮らしを支える町

現行の住民の暮らしにかかわる基本的サービス水準を維持し、新たなニーズに対応していくことができるように、健全な町財政を実現します。

自己努力回避型の道は選ばず、財源を減額されても、独立独歩生き抜く土台づくりが必要です。

3 住民参加と協働の町

行政の守備範囲を見直し、町民や各種団体等がそれぞれのできる範囲で行政に参加し、町と協働して地域運営をし、共に支えあいながら暮らす地域社会を創造します。

住民はサービスの受け手のみならず、行政と協働しながらサービスの提供や地域づくりの担い手として、主体的に活動することが期待されています。

4 町行政の原点

役場は住民のためにあるのであって、住民は役場のためにはありません。役場職員はこのような機構の担い手であり、住民全体の奉仕者であります。役場職員の意識改革、住民の立場に立った意識改革を行います。

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585
津南町役場総務課企画財政班
TEL:025-765-3112 FAX:025-765-4625
Email:somu@town.tsunan.niigata.jp